

議案第 33 号

秋田県立近代美術館協議会委員の任命について

秋田県ふるさと村条例（平成5年秋田県条例第45号）第6条の規定に基づき、秋田県立近代美術館の委員を次のとおり任命する。

	氏 名	役 職 名	任 期
1	加 藤 潔 行	日本放送協会秋田放送局長	平成23年7月7日～平成24年6月9日

平成23年7月7日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

秋田県立近代美術館協議会の委員に異動があったため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。